ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用される方へ ~ 「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を送付します~

ふるさと納税ワンストップ特例制度とは、確定申告をする必要のない給与所得者等の方が善通寺市などの地方公共団体に寄付する際に、寄付先自治体に「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出し、 寄付先団体が、寄附された方の住所地の自治体へ寄附金控除申請を代わりに行い、税額控除を受けられる特例的な仕組みです。本制度の利用をご希望される方は、この特例申請書の内容をよくご確認のうえ、 平成30年1月10日(水)必着 までにご提出くださいますようお願いいたします。

※平成 28 年のご寄附から、マイナンバーの記入が必要となりました。忘れずご記入いただきますようお願いいたします。また、それに伴い、申請書とともになりすまし防止の確認書類(①マイナンバー確認書類及び②本人確認書類)のご郵送をお願い申し上げます。

	マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカードをお持ちでない方
①マイナンバー確認書類	マイナンバーカード裏面の写し	通知カードの写しまたは、 マイナンバーが記載された住民票の写し
②本人確認書類	マイナンバーカード表面の写し	<顔写真のある身分証明書> (下記から1点写し) ・運転免許証 ・旅券(パスポート) ・身体障害者手帳 など
		または 〈顔写真のない身分証明書〉 (下記から2点写し) ・公的医療保険の被保険者証 ・国民年金手帳 ・児童扶養手当証書 など

ご注意

- 複数回ご寄附いただいた場合、その都度、特例申請書を提出いただく必要があります。
- 複数の自治体に寄附された場合は、それぞれの自治体に、特例申請書を提出して下さい。
- 住所・氏名に変更があった場合は、変更届出書もそれぞれの自治体に提出する必要があります。
- <u>5団体を超える自治体に寄附された場合や、確定申告をされる場合は、ワンストップ特例制度はご利用いただけません。</u>特例申請書の提出の有無にかかわらず、平成29 年中の全てのふるさと納税について、確定申告で寄附金控除の手続きをして下さい。
- 同一自治体に複数回ご寄付いただいた場合、自治体数は1団体になります。